

経営事項審査の申請をした都知事許可の建設業者の方へ

(経営事項審査の改正に伴う再審査の申請について)

平成22年10月15日に経営事項審査申請の審査基準の改正が行われ、平成23年4月1日から、新しい経営事項審査制度（以下「新経審」といいます。）が施行されます。これに伴い、東京都では、経営事項の再審査の申請（「申請」とは、審査が終了していることをいいます。）を受け付けます。概要は次のとおりです。

1 評価項目の改正点（再審査対象項目のみ）＜改正の詳細は、東京都都市整備局のホームページで確認可＞

- ① 技術力（Z）のうち、技術職員数
- ② その他の審査項目（社会性等）（W）のうち、建設機械の保有状況及びISOの取得状況

2 申請ができる建設業者の方

再審査申請時点において、既に改正前の経営事項審査制度（以下「旧経審」といいます。）による結果通知書が有効期限内にあり（※）、かつ、建設業の許可を有している建設業者で、再審査を希望する方

※ 再審査を受けようとする日の1年7か月前の日以降を審査基準日（決算日）とし、既に、旧経審による経営事項審査結果通知書の交付を受けている建設業者（例：平成23年6月1日に再審査の申請をすることができるのは、平成21年11月以降の決算日で結果通知書を受けている方）

＜詳細は、7ページの「FAQ」Q3を参照＞

※ 入札に際して新経審での申請が必要かどうかは、発注者（国、地方公共団体等）にお尋ねください。

3 申請期間及び申請手数料

- ・ 平成23年4月18日（月）～同年7月29日（金）
- ・ 無料

4 予約について（再審査の申請に当たっては、予約が必要となります。）

直接、都庁第二本庁舎3階南側の建設業課受付コーナーに来ていただき、再審査の予約をし、その予約日に審査を受けてください。予約の際には、旧経審で申請した再審査対象事業年度の「経営規模等評価審査申請書（＝経営事項審査申請書の副本）」を提示してください。

5 申請場所

都庁第二本庁舎20階 北側（通常の審査と同様）

6 申請書類（提出書類）及び提示書類

提出書類：① 新経審による「申請書」（正本・副本）

② 「経営状況分析結果通知書」のコピー（再審査対象事業年度のもの）

- ・ 「確認書」の提出は不要です。
- ・ 東京都都市整備局のホームページ（「9 その他」を参照）からダウンロード可能です。また、(財)東京都弘済会 弘済会アシスト（都民広場地下南側 電話 03-5381-6335）で購入も可能です。

③ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）

- ・ 技術職員に高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合（5ページを参照）

④ 建設機械の保有状況一覧表

- ・ 建設機械を保有している場合（6ページを参照）

提示書類：① 旧経審による「経営事項審査申請書の副本」（原本：再審査対象事業年度のもの）及び「経営事項審査結果通知書」（原本：再審査対象事業年度のもの）

- ② 改正項目等の確認に係る裏付け資料（4～6ページを参照）

7. 申請書の作成方法

再審査の対象は改正項目のみですが、申請書にはすべての項目を記入してください。例えば、業種ごとの完成工事高の合計や各種保険の加入の有無などについては、旧経審と同様の数字等を記入してください。

- ① 経営規模等評価再審査申立書＜作成に当たっては、3ページを参照＞
 - ・ 所在地・電話番号・代表者等を変更した場合は、申請書に変更後の事項を記入し、併せて該当する変更届出書の提示もお願いします。
- ② 工事種別別完成工事高・工事種別元請完成工事高（項番 31～34）
 - ・ 改正内容は完成工事高の配点のみで、再審査の対象項目ではありませんので、旧経審と同様の数字等を記入してください。
- ③ その他の審査項目（社会性）＜作成に当たっては、6ページも参照＞

別紙三

(冊数A4) 20004

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況（省略）		
建設業の営業継続の状況		
営業年数（省略）		
民事再生法又は会社更生法の適用	4 7	2
	[1.有、2.無]	
「2」を記入してください。	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	再生手続又は更生手続終了決定日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
~~~~~ 防災活動への貢献の状況 から 研究開発の状況（省略） ~~~~~		
<b>建設機械の保有状況</b>		
建設機械の所有及びリース台数	5 5	3 0 5 (台)
	保有している台数を記入してください。保有していない場合は「0」を記入してください。	
<b>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</b>		
ISO9001の登録の有無	5 6	3
	[1.有、2.無]	
ISO14001の登録の有無	5 7	0
	[1.有、2.無]	
	登録があれば「1」を、なければ「2」を、それぞれ記入してください。	

- ④ 技術職員名簿＜作成に当たっては、4・5ページを参照＞

8 申請に関する注意事項

- ・ 再審査を申請する必要性が低い場合は、再審査申請をせず、できる限り、4月以降の新経審での通常の申請をお願いします。
- ・ 虚偽の申請をした場合は、監督処分（営業停止ほか）の対象となります。
- ・ 旧経審による経営事項審査結果通知書の回収はしません。
- ・ 審査を円滑に行うために、不足書類の有無・裏付け資料との整合性の有無等のご確認をしていただくとともに、必要書類を事前に整理し、審査が開始したら、速やかに書類等の提出及び提示をお願いします。
- ・ 申請書類等、必要書類がない場合は、再度予約をしていただくことがあります。

9 その他

- ・ 東京都都市整備局のホームページに、改正内容や新様式の申請書類を掲載しております（検索サイトで「東京都都市整備局」と入力 局のHPが表示されたら、「各部別にみる」→「市街地建築」→「経営事項審査」）。なお、新基準での通常審査の申請やこちらの通知に記載しなかった事項についても、3月15日を目途に、ホームページに掲載する予定です。
- ・ この通知のほか、ホームページの記載事項を見ていただいた上で、疑問や不明な点があった場合は、お問い合わせください。なお、お問い合わせいただく場合は、なるべく、午前9時から午前9時30分及び午後5時から午後5時45分の間か、水曜日をお願いします。

問い合わせ先 東京都都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導係  
 電話 03-5321-1111 (代表)、内線 30-681、30-682

# 経営規模等評価再審査申立書

[申請書]

**1 枚目**

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
20001

不要箇所を二重線で消してください。

~~経営規模等評価申請書~~  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
~~総合評定値請求書~~

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 東京都知事 殿

申請者 _____

---

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-

---

申請時番号	大臣コード	国土交通大臣	許可(般特)	第 号	許可年月日
02					平成 年 月 日

---

前回の申請時番号	大臣コード	国土交通大臣	許可(般特)	第 号	許可年月日
03					平成 年 月 日

---

審査基準日 平成 年 月 日

申請等の区分 05 4

「4」を記入してください。

処理の区分 から 経営規模等評価等対象建設業 (省略)

**2 枚目**

自己資本額 から 利益額 (省略)

技術職員数 19 (人)

6か月を超える常勤性の確認ができない職員がいる場合など、「技術職員名簿」に記載されている職員数が増減する場合は、変動後の数を記入してください。

登録経営状況分析機関番号 (省略)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄(右上に記載)」に記載された番号を記入してください。

「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記入してください。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者は、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由
平成23年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

「再審査を求めるとする事項」及び「再審査を求めるとする理由」を記載してください。

以降 (省略)

## [確認資料]

### 技術職員名簿の確認について（再審査用）

技術職員名簿に記載されている技術職員については、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある方に限定されます。このため、再審査の申請に際して、以下のとおり確認資料を提示してください。

- ・ 再審査申請の技術職員名簿には、再審査と同一審査基準日で申請した旧経審の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿と同様の内容を記載してください。
- ・ 技術職員の追加、資格・業種の変更はできません。ただし、高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者に限って追加記載できます。（「3 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者について」参照）なお、6か月を超える恒常的雇用関係が確認できない技術職員は、再審査の技術職員名簿からあらかじめ削除してください。

#### 1 必ず提示する書類

- (1) 再審査申請と同一審査基準日で申請した旧経審の経営事項審査申請書副本（原本）
- (2) (1) の前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）  
〔決算期変更等で、(1) と (2) の審査基準日の間が6か月を超えない場合は、(1) の前々審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）も併せて提示してください。〕

#### 2 1に加えて提示する書類（必要がある場合のみ）

次のA、Bのいずれかに該当する場合、(1)～(3)に従って提示書類を追加してください。

- |                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>A 再審査申請の技術職員名簿及び1(1)の技術職員名簿に氏名が記載されているが、1(2)の技術職員名簿には氏名が記載されていない技術職員がいる。</p> <p>B 1(2)の経営事項審査を申請していない。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (1) その他の審査項目（社会性等）で健康保険及び厚生年金保険加入の有無（項番42）を「1. 有」とした場合

- ① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分 ※1）
- ② 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」 ※2
- ③ 「健康保険証」の写し（資格取得日及び事業所名称がわかるもの） ※2

①～③のいずれかを提示してください。なお、Aに該当する場合は、氏名が記載されていない技術職員に係る書類のみ提示してください。

(2) その他の審査項目（社会性等）で健康保険及び厚生年金保険加入の有無（項番42）を「2. 無」とした場合

- ① 「住民税特別徴収税額通知書<特別徴収義務者用>」（前年度分 ※1）  
特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要
  - ② 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（資格取得日及び事業所名称がわかるもの） ※2
- ①、②のいずれかを提示してください。なお、Aに該当する場合には、氏名が記載されていない技術職員に係る書類のみ提示してください。

(3) 後期高齢者医療制度対象者（75歳以上等）の場合

- ① 「住民税特別徴収税額通知書<特別徴収義務者用>」（前年度分 ※1）  
特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要
  - ② 前年度に後期高齢者医療制度対象者でなかった場合、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分 ※1）（(1) ②又は③でも可）
- ①、②のいずれかを提示してください。なお、Aに該当する場合には、氏名が記載されていない技術職員に係る書類のみ提示してください。

※1…前年度分とは再審査申請の前審査基準日に係る書類のことです。

<例> 再審査申請の審査基準日 平成22年9月30日  
前審査基準日 平成21年9月30日

↓

この例の場合、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分）及び「住民税特別徴収税額通知書」（前年度分）は21年度中に発行されたものを提示してください。

※2…(1) ②、(1) ③、(2) ②を提示する場合、資格取得日が審査基日から遡って6か月を超えていることが必要です。

### 3 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者について

追加記載する場合には、次の書類を提示（ただし、(3)については提出）してください。

- (1) 旧経審における常勤確認書類（22年7月発行の経営事項審査説明書39ページ参照）
- (2) 2（1）又は2（2）
- (3) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）←提出してください。
- (4) 継続雇用制度について定めた就業規則

（労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されているもの。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）

## [確認資料]

### 建設機械の所有及びリース台数の確認について（再審査用）

建設機械抵当法第2条に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを申請者が保有、共同利用及び共有、リース契約による保有台数を確認します。以下のとおり確認資料を提示してください。

（参考）「建設機械抵当法施行令」に規定する建設機械（評価対象のみ抜粋）

建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表

種類	名称	範囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

#### ○ 必ず提出する書類

建設機械の保有状況一覧表（東京都独自様式）

#### ○ 必ず提示する書類（いずれの書類も写しで可）

- 建設機械の所有又はリース契約を証明する書類（（1）又は（2）を持参ください。）
  - 所有の場合→売買契約書、注文書、申込書、法人税確定申告書別表16
  - リース契約の場合→リース契約書、リース契約書の証明書（リース期間が審査基準日から1年7か月以上設定されているもの）
    - ※ 共同利用及び共有の場合、申請者が専ら使用できることが明確となっていないと評価対象となりません。（1台の建設機械を複数者での申請はできません。）
    - ※ リース契約の場合は、ファイナンスリース、オペレーティングリース、レンタル等、契約上の違いは考慮せず、賃貸借契約についてはすべて対象とします。
- 特定自主検査記録表  
審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼動するもの
- 建設機械のカタログ等（当該建設機械の全体像及び形式が確認できるもの）

### ISO9001又はISO14001登録の確認について（再審査用）

（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関（UKA他）に認定されている審査登録機関が認証したISO9001又はISO14001を取得していることを確認します。（会社単位でなく特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価対象外となります。）

#### ○ 必ず提示する書類

審査基準日時点で有効なISO認証登録証明書及び付属書等の写し

※ ISOの認証範囲に建設業が含まれることが確認できない場合は、評価対象外です。

## FAQ（よくある質問）

1 Q 旧経審の結果通知書が有効期限内（審査基準日から1年7か月以内）であれば、再審査を申請することは可能ですか。

A 可能です。ただし、再審査申請書の受審日が結果通知書の有効期限内であることが前提となりますので、予約する段階で注意が必要です。

2 Q 旧経審の結果通知書の有効期限内に東京都が新経審の申請書を受審していれば（東京都の印が押印されていれば）、結果通知書がなくても、有効期限内は入札に参加できますか。

A 有効期限内に結果通知書の交付を受けていなければ、入札に参加することはできません。

3 Q どのような場合に再審査を申請する必要がありますか。

A 発注者から、新経審での入札参加資格を求められ、入札参加の期限内に新たな審査基準日（決算日）での申請が困難な場合（旧経審の結果通知書が有効期限内であることが必要です。）は、再審査の申請が必要です。なお、入札に際し、新経審での申請が必要かどうかについては、発注者（国、地方公共団体等の契約担当）にお尋ねください。また、新経審で新たに追加される項目（建設機械の保有状況やISOの取得状況）で点数の大幅増が見込まれる場合は、再審査の申請を検討してもいいでしょう。ただし、新たな審査基準日で行うことで支障がない場合は、新事業年度での申請（通常の申請）をお願いします。

### <審査基準日別再審査申請の目安>

審査基準日		有効期限		再審査or通常審査	備考
年	月	年	月		
21	9	23	4	特に再審査を受ける必要がない場合は、次の基準日での通常審査	再審査の申請日が有効期限内であるかを確認  この基準日での通常審査は不可
	10		5		
	11		6		
	12		7		
22	1	23	8	有効期限内にもかかわらず、発注者の都合などにより新経審での評点が必要となる場合は、再審査	<参考> 東京都の入札について ・平成23・24年度の入札参加資格の受付は平成23年1月で終了 ・平成23年1月に登録した業者が新経審で登録し直す場合は新規扱
	2		9		
	3		10		
	4	24	11		
	5		12		
	6		1		
	7		2		
	8		3		
	9		4		
22	10	24	5		
	11		6		
	12~		7~		

※ 審査基準日は、平成22年度までに受審したことが前提（複数ある場合は直近の基準日。受審予定を含む。）

4 Q 完成工事高の評点が上がるということですが、再審査を受審すれば、必ず、経営事項審査の点数が上がるのでしょうか。

A X1点（完成工事高）及びZ2点（技術力のうち、元請完成工事高）の評点は上がりますが、それぞれこの評点に一定のウェイトを乗じてP点（総合評定値）を算出しますので、

大幅に点数が上がるわけではありません。また、W点（社会性等）の評点も圧縮されることや、技術職員の6か月を超える常勤性が確認できない方（旧経審では技術職員として認められていた方）がいた場合のZ1点（技術力のうち、技術職員数）の減点などにより、結果的に、P点が下がることもあります。再審査申請に当たっては、他の質問にあるように、その必要性を十分に検討した上での申請をお願いします。

5 Q 改正項目以外に旧経審の記載事項を修正することは可能ですか。

A 原則として、改正項目以外の修正は認められません。ただし、「経営規模等評価再審査申立書」の1ページの事項（商号や許可を受けている建設業など、許可に係る事項）に変更があった場合は、申請日時点での状況に修正をお願いします。また、旧経審で技術職員として認められた方のうち、6か月を超える常勤性の確認ができない方については、名簿から削除し、技術職員数（項番19：3ページ参照）を修正してください。

6 Q 技術職員については、6か月を超える常勤性が必要とのことですが、その他の審査項目の建設業の経理の状況の中の経理士などについても、同様なのでしょうか。

また、技術職員の資格についても、資格取得日から審査基準日まで6か月を超えていなければならないのでしょうか。

A 今回の改正においては、経理士など（公認会計士など建設業の経理の状況の対象となる人すべて）に係る6か月を超える常勤性の確認資料の提示は不要で、再審査において、人数を変更する必要はありません。したがって、経理士などの数として計上されている方が、旧経審上の技術職員名簿に記載されているものの、6か月を超える常勤性が確認できず、新経審での技術職員として認められない場合であっても、経理士などの数を減らして申請する必要はありません。また、技術職員の資格についても同様で、資格取得後一定の経験年数が定められている資格（例：電気工事士法に基づく第二種電気工事士）を除き、審査基準日時点において、資格取得から6か月を超えている必要はありません。

7 Q 技術職員の数が50名以上ですが、事前確認は必要ですか。

A 原則として、100名以上の場合に事前確認をお願いします。事前確認は、申請日の2週間前までにお持ち込みください。その際に、他の追加項目の裏付け等を持参していただければ、技術職員以外の項目についての確認も併せて行います。

ただし、今回申請する技術職員名簿に記載されている職員と裏付けとして持参いただいた技術職員名簿に記載されている職員の把握が容易な場合（例：旧名簿から新名簿への職員の通し番号の変動が極めて少ない場合や、旧名簿に新名簿の職員の通し番号が付されている場合）は、事前に持ち込まなくてもかまいません。なお、事前確認される場合でも、職員の把握がしやすいように心掛けてください。受審時に、名簿が2枚以上あり、かつ、職員の通し番号の変動が激しいなどにより把握に時間がかかりそうな場合は、再来になってしまうこともありますので、御注意ください。